

盛岡市地区振興センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年 3 月24日 条例第10号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和 7 年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市地区振興センター条例</p> <p>第 1 条から第 7 条まで 略 (使用料)</p> <p>第 8 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前 3 号に準じた目的に使用するとき。 (5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第 9 条から第 19 条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和 7 年 条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市地区振興センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市地区振興センター条例第 5 条第 1 項の許可に係る使用料について適用し、同日前にした同項の許可に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>別表 (第 8 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区分</td> <td>午前 9</td> <td>正午か</td> <td>午後 5</td> <td>午前 9</td> <td>正午か</td> <td>午前 9</td> </tr> </table>	区分	午前 9	正午か	午後 5	午前 9	正午か	午前 9	<p>○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年 3 月24日 条例第10号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市地区振興センター条例</p> <p>第 1 条から第 7 条まで 略 (使用料)</p> <p>第 8 条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前 3 号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第 9 条から第 19 条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表 (第 8 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区分</td> <td>午前 9</td> <td>正午か</td> <td>午後 5</td> <td>午前 9</td> <td>正午か</td> <td>午前 9</td> </tr> </table>	区分	午前 9	正午か	午後 5	午前 9	正午か	午前 9
区分	午前 9	正午か	午後 5	午前 9	正午か	午前 9									
区分	午前 9	正午か	午後 5	午前 9	正午か	午前 9									

改正後								改正前							
		時から 正午ま で	ら午後 5時ま で	時から 午後9 時まで	時から 午後5 時まで	ら午後 9時ま で	時から 午後9 時まで			時から 正午ま で	ら午後 5時ま で	時から 午後9 時まで	時から 午後5 時まで	ら午後 9時ま で	時から 午後9 時まで
庄ヶ畑地区 振興センタ ー	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	庄ヶ畑地区 振興センタ ー	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		談話室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	食生活 実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		食生活 実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
大葛地区振 興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	大葛地区振 興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
銭掛地区振 興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	銭掛地区振 興センター	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
築川地区振 興センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	築川地区振 興センター	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	小会議 室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		小会議 室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
上米内地区 振興センタ ー	大集会 室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	上米内地区 振興センタ ー	大集会 室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	中会議 室1	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		中会議 室1	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	中会議 室2	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		中会議 室2	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
	小会議	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円		小会議	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円

改正後								改正前								
	室															
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円									
姫神地区振	ホール	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	姫神地区振	ホール	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	
興センター	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	興センター	和室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	
	調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円		調理室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円	
備考 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合																
の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。																